

《要予約》マイナンバーカード
手続きのための特別開庁

12月21日(土) 9時～12時
マイナンバーカードの申請、受領、
電子証明書の更新業務を行います。
窓口で申請用の写真撮影のサービス
も行います(無料)。平日の業務時間内

町民課からのお知らせ

TEL 0493-62-2154

東松山税務署からのお知らせ

令和7年2月14日以前の申告相談は
事前予約が必要です。

令和7年1月6日(月)～2月14日(金)
の期間は、税務署の確定申告会場を設
けていません。この期間中に所得税・
個人消費税・贈与税の申告相談を希望
される場合は、電話での事前予約が必
要となります。必要書類をご準備くだ
さい。予約がない場合、相談をお受け
できません。ご了承ください。

◇スマートフォンから国税庁ホームペ
ージ「確定申告書作成コーナー」をご
利用いただくと、ご自宅から申告でき
ます。

問 東松山税務署
TEL 0493-22-0990
(自動音声案内「2」選択)

東松山税務署からのお知らせ



総務課からのお知らせ

TEL 0493-62-2151

「寄附ありがとうございました」

令和6年度上半期に次の方からご寄
附ご寄贈がありました。ご趣旨に沿
い、有効適切に活用させていただきま
す。

- 明治大学校友会東松山地域支部様
- 嵐山町自動車整備組合様
- 安藤幸男様
- 三谷明子様
(受付順)

地域支援課からのお知らせ

TEL 0493-62-2152

「2025年農林業センサス」 にご協力ください

農林水産省では、2月1日現在で
「2025年農林業センサス」を実施
します。農林業センサスは、農林業の
実態を明らかにし、国や都道府県、市
区町村はもちろん、幅広く利用できる
総合的な統計資料を得るための調査で
す。

この調査は5年ごとに実施され、全
国の農家や林家をはじめ、すべての農

林業関係者を対象に行われる『農林業
の国勢調査』ともいうべきものです。
皆様の世帯や事業所等に調査員が伺
いましたら調査へのご協力をお願いし
ます。



税務課からのお知らせ

TEL 0493-62-2153

建物を取り壊した方へ

固定資産税は、毎年1月1日現在の
土地・建物等の所有者に、その後1年
間の税額を負担していただく制度で
す。令和6年中に建物の一部や全部を
取り壊した場合、「家屋滅失申請書」
の提出をお願いしています。取り壊し
た建物は、翌年度から固定資産税が課
税されません。しかし、届出がないと
課税してしまう場合がありますので、
お忘れのないようお願いします。ま
た、既に取り壊しているのに納税通知
書にその建物が記載されている場合も
同様に届出をお願いします。その際に
取り壊した日付が分かる解体の領収書
などの書類もお持ちください。申請書
は、町ホームページまたは税務課窓口
に用意してありますのでご利用くださ

のご来庁が難しい方は、この機会をぜ
ひご利用ください。
お電話での予約をお願いします。
※特別開庁時は、通常の窓口業務(住
民票等証明書の発行や住民異動の手続
き)はできません。

年末年始における 東松山斎場業務

	火葬	通夜	葬儀・ 告別式
12/27	○	×	○
12/28(友引)	×	○	×
12/29	○	○	○
12/30	○	○	○
12/31	○	×	○
1/1～1/2	休業		
1/3	○	○	午後のみ

セルフメディケーションの すすめ

セルフメディケーションとは、「自
分自身の健康に責任を持ち、軽度な身
体の不調は自分で手当てすること」で
す。具体的には、日頃から自分の健康
状態と生活習慣をチェックし、ちょっ
とした体調不良の際に、薬局等で市販
されている医薬品(OTC医薬品)を上
手に使って、自分自身で健康の維持や
病気の予防・治療にあたることです。

い。
なお、取り壊し(滅失)登記がお済み
の方は、届出の必要はありません。

償却資産(事業用資産)の 申告をお忘れなく

町内に償却資産をお持ちの方は、毎
年1月1日現在所有している償却資産
の内容について申告が必要です。前年
度に申告済みの方には、12月中旬に申
告書を送付します。令和6年1月2日
以降に新たに事業を始めた方は申告書
を送付しますので、ご連絡ください。
また、個人宅に設置されている発電出
力が10kW以上の太陽光発電設備につ
いても、売電を行っている場合は申告が
必要です。ただし、家屋に一体の建材
(屋根材等)として設置されているもの
は、申告不要です。

申告期限 令和7年1月31日(金)

町税の期限内納付



町税は私たちの暮らしを支える施策
の貴重な財源です。定められた期限ま
でに納めてください。
期限内に納めない場合は延滞金に加
算されるほか、給与・預貯金等の差押
え等を行います。
期限内納付にご協力をお願いします。

セルフメディケーションのメリット

- ①健康管理の習慣が身につく
- ②医療や薬の知識が身につく
- ③疾患により、医療機関で受診する手間と
時間が省かれる
- ④通院が減ることで、医療費の増加を防ぐ
- ⑤セルフメディケーション税制で所得控除
が可能に

このセルフメディケーションを一人
一人が実施することで、医療費の削減
効果も大きくなります。
まずは、普段から適度な運動と栄養
バランスのよい食事、十分な睡眠時間
を確保し、体に備わっている自然治癒
力を高めておきましょう。

年金額に上乗せできる 付加年金制度があります

第1号被保険者・任意加入被保険者
は定額保険料に付加保険料(月額40
0円)をプラスして納めることで、老
齡基礎年金に付加年金が上乗せされま
す。付加年金の年金額は、200円×
付加保険料納付月数となります。

留意点

- ①受取る年金額は定額のため物価スラ
イド(増・減額)しません。
- ②国民年金基金に加入中の人は利用で
きません。

問 川越年金事務所
TEL 049-242-2657

無料体験受付

そろばん5才より

入塾者は月謝 1 カ月無料

開塾 50年 新井塾 0493-62-7077
比企郡嵐山町菅谷 249-28

ご予約は
お電話または
こちらから



令和5年度 低学年優秀生徒表彰

公益社団法人全国珠算教育連盟埼玉支部による小学3年生以下で
そろばんあんざんの検定3級以上の合格者に贈られる特別な賞です。



宮田将希 (宮前小)



丸山乃愛 (月の輪小)



鎌迫広樹 (みどりが丘小)

発達障がい児の療育に多数の専門家が集結した放課後等デイサービス

共催: 中村産婦人科 医療 × 福祉 × 教育
協力: エンゼルクリニック 3つの軸で、お子さまをサポートします!

090-4301-8509

小川教室

- 営業時間: 月曜日～金曜日(祝日も営業) 放課後 14:30～18:00 学校休日 11:00～17:30
- 住所: 埼玉県比企郡小川町大字大塚51-1 ●HP: <https://www.kinari-education.com/>
- 電話番号: 0944-59-2330 担当者直通: 090-4301-8509

